

設備投資の効果の判断は慎重に 税制も活用しキャッシュフロー改善を

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

医療機器などの設備投資は大きな資金支出を伴うため、導入前や稼働後の段階で投資効果を慎重に判断する必要があるが、実際には、その検討が疎かになっていることが少なくない。投下した資金を回収できているのかが分からないというケースは意外と多いのではないだろうか。

投資を回収し、借入利息などの金融費用を賄った上で余剰のキャッシュを稼げていなければ、その設備投資は成

功とはいえず、逆に経営を圧迫する要因になりかねない。

利益が改善しても資金収支は悪化

まずは、表1のシミュレーションを見ていただきたい。医療法人が600万円の画像診断装置(耐用年数6年)を、5年返済の銀行借入金で購入した場合の試算例である。

この設備投資による支出が業績に与える影響を試算すると、決算上の税引

き後利益は導入年度が最も悪く、その後、減価償却費の減少に伴い改善に向かっていく(①)。

ところが、減価償却費を計上しない正味の資金収支、つまり「正味キャッシュフロー」に着目すると結果は全く逆となり、減価償却費の減少に伴い節税額が減っていくことで、導入5年目まで毎年、資金流出額が増加することが分かる(②)。

従って、資金流出を食い止めるには、この画像診断装置の使用により、常に正味キャッシュフローを上回る収入増を確保していく必要がある。決算上の利益が改善しているからといって安心するのは早計だ。

また、設備投資のキャッシュフローを改善させる手段として、設備投資減税の活用も検討したい。経費算入額を増やせたり、導入年度に通常の減価償却とは別枠の償却(特別償却)が認められるといったメリットがある。特に年度末の決算対策で設備投資を行うケースなど、初年度にできるだけ費用処理を行って節税効果を高めたい場合に効果的だ。

30万円未満の設備なら全額経費に

診療所が有効活用できる主な設備投資減税の内容を表2に示した。まず「医療用機器の特別償却」は、2011年3月31日までに所定の医療機器を購入し使用を開始した場合に、通常の減価償却に加え、初年度に取得価額の14~20%を償却できる制度だ。

表1の例でこの制度を適用した場合、通常の減価償却費に加え、初年度は600万円×14%=84万円を償却でき、トータルでは購入価格の56%に当たる約334万円を費用化することが可能になる。これにより節税額も増え、導入期のキャッシュフローの改善につながる。

次に「少額減価償却資産の取得」について。税務上、支出時に全額を経費算入できるのは1件10万円未満の設備に限られるが、中小企業者では2012年3月31日までの導入分に限り、1件30万円未満のものまで全額経費処理が認められている。設備の内容は問わないが、経費算入の限度額が年間300万円までと定められているので注意したい。

「設備投資促進税制」は、160万円以上の機械装置などの投資をした場合に、初年度に30%の特別償却費の上乗せか7%の税額控除ができる制度。「情報基盤強化税制」は、70万円以上のIT機器などが対象となる。

なお、設備投資を早期に費用化したい場合、減価償却の方法を「定額法」から「定率法」に変更することも選択肢となる。定額法では毎年一定額を償却するのに対し、定率法では導入当初の償却額が大きくなる。

例えば、200万円のコンピューターの

表2●医療機関が利用可能な主な設備投資減税の内容

	対象	内容
医療用機器の特別償却 (2011年3月31日まで)	新型インフルエンザ対策設備(簡易陰圧装置)	取得価額×20%の特別償却
	取得価額500万円以上の医療機器 ①高度な医療に資するもの ②承認を受けてから2年以内のもの	取得価額×14%の特別償却
医療用機器の特別償却 (2011年3月31日まで)	医療安全に資する医療機器 ①人工呼吸器(警報機能付き) ②シリジポンプ(警報機能付き) ③生体情報モニター(人工呼吸器と併設) ④生体情報モニター連動ナースコール制御装置 ⑤自動錠剤分包機、注射薬自動払出機 ⑥医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置 ⑦特殊寝台(高さ調整機能付き)	取得価額×20%の特別償却
	少額減価償却資産(取得価額10万円未満)	全額経費処理
少額減価償却資産の取得	中小企業者の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の特例(2012年3月31日まで)	年間合計300万円に達するまで全額経費処理
設備投資促進税制 (2012年3月31日まで)	①年間160万円以上の機械装置 ②年間120万円以上の電子機器など ③年間70万円以上のソフトウェア	取得価額×30%の特別償却または取得価額×7%の税額控除
情報基盤強化税制 (2011年3月31日まで)	年間70万円以上のサーバー、データベースなど 所定のIT機器、ソフトウェア	取得価額×7%の税額控除

(注) 中小企業者の少額減価償却資産の特例、設備投資促進税制、情報基盤強化税制は、出資金額が1億円以下の青色申告法人または常勤職員1000人以下の青色申告者が対象。医療用機器の特別償却の対象は、青色申告者である法人または個人事業者

サーバーを導入した場合の初年度の減価償却費は、定額法だと200万円×20%=40万円であるのに対し、定率法では200万円×50%=100万円となる。

個人立診療所では定額法が原則的

な処理方法となるが、税務署に申告すれば定率法への変更も認められる。この場合、変更したい年の3月15日までに申請書を提出しなければならないため、早めの判断が必要となる。

森部の
アドバイス

無理のない投資計画で
資金の早期回収を!



設備投資を計画する場合、最大のポイントは、投下した資金をできるだけ早く回収することです。

特に技術革新のスピードが速い医療機器の場合、耐用年数が到来する前に陳腐化し、収益力が低下したり設備の更新が必要になることもあるので、いかに早く資金収支をプラスに転じられるかが勝負となります。設備投資後のキャッ

シュフローのシミュレーションを行い、無理のない投資計画かどうかを慎重に検討してください。

また、設備の導入当初のキャッシュフローを改善するには、特別償却などの税制上の優遇制度を活用したり、減価償却の方法を見直すなどして費用化を図り、初期の税金を低く抑えることもポイントになります。

イラスト◎やまと 妹子

表1●設備投資による決算上の利益とキャッシュフローのシミュレーション

①決算上の利益							
	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
支払利息	-120	-96	-72	-48	-24	0	-360
減価償却費	-2,502	-1,459	-850	-495	-347	-347	6,000
節税額	918	544	323	190	130	121	2,226
税引き後利益	-1,704	-1,011	-600	-353	-241	-226	-4,134

→ 税引き後利益は改善していくが...

②キャッシュフロー							
	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
借入金	6,000						6,000
機器購入代金	-6,000						-6,000
元本返済	-1,200	-1,200	-1,200	-1,200	-1,200	0	-6,000
支払利息	-120	-96	-72	-48	-24	0	-360
節税額	918	544	323	190	130	121	2,226
正味キャッシュフロー	-402	-752	-949	-1,058	-1,094	121	-4,134

→ 正味キャッシュフローはむしろ悪化

(注) 1. 導入設備は600万円(耐用年数6年、定率法償却)
2. 借入金は年利2%、5年返済
3. 節税額は(減価償却費+支払利息)×実効税率35%で計算